

## 概要

審査請求人に発症した「脳内出血」は、業務上の事由によるものと認められるとして、不支給とした原処分を取り消した事例

## 要旨

### 1 事案の概要

審査請求人（以下「請求人」という。）は、○株式会社（以下「会社」という。）に販売員として勤務していたところ、平成○年○月○日○時頃、突発性の激しい頭痛におそわれて、○病院に救急搬送され、「脳内出血」と診断された。

請求人は、加療の結果、平成○年○月に治癒したが、「左片麻痺」の障害が残存したため、障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

### 2 審査請求の理由

- (1) 会社での10年以上の超過勤務によるストレスや疲労の蓄積が原因で「脳内出血」を発症したのは明らかである。
- (2) 監督署の意見書にある労働時間集計表では、終業が○時○分となっているが、その時間は一番忙しい時間帯であり○時○分に終業とはありえない。また、就業規則では、始業時刻が○時、終業時刻が○時になっている。
- (3) 労働時間集計表の期間について、発症の6か月前からしか考慮しないのは納得できない。発症が○月のため繁忙時期の労働時間が反映されていない。1年間の労働時間で判断すべきである。
- (4) 請求人は、金庫の管理という精神的に負荷のかかる業務も兼務していた。

### 3 原処分庁の意見

- (1) 疾患名は「脳内出血」であり、認定基準に示された対象疾病に該当する。
- (2) 強度の精神的負荷、身体的負荷等の異常な出来事に遭遇したとは認められない。
- (3) 短期間の過重業務について検討すると、発症前おおむね1週間の間に、特に過重な業務に従事した証言又は記録はなく、短期間の過重業務に就労したとは認められない。
- (4) 長期間の過重業務について検討すると、発症前1か月間の時間外労働は100時間を超えておらず、また、発症前6か月で時間外労働が80時間を超えている月はないことから、特に長時間労働は認められない。
- (5) 「脳内出血」を発症する以前に、「脳動静脈奇形」の既往歴があり、手術を勧められていた経過が認められる。
- (6) 以上のことから、請求人に発症した「脳内出血」は、業務上の疾病とは認められず、業務上の事由によるものとは認められない。

### 4 審査官の判断

- (1) 請求人は、平成○年○月○日に「脳内出血」を発症したと認められる。
- (2) 「脳内出血」発症前24時間以内において、業務において「異常な出来事」に遭遇したとは認められない。
- (3) 短期間の過重業務についてみると、請求人の発症前1週間の時間外労働は23時間となっており、時間外労働は認められるが、深夜に及ぶような過度の長時間労働は認められず、この間休日の確保もあることから、特に過重な業務に就労したとは認められない。
- (4) 長期間の過重業務について検討する。請求人の発症前6か月間における時間外労働時間についてみると、発症前1か月間に98時間となっており、業務と発症との関連性が強いと評価されるおおむね100時間に相当する。  
また、早番が多くあったことが認められ、発症前2か月間ないし6か月間にわたって、いずれの間も1か月当たり80時間を超える時間外労働が認められる。  
また、医証を見ると、地方労災医員は、「請求人の「脳動静脈奇形」は先天的な奇形であり、年齢とともに増大し破裂したものと推察されるが、労働時間からすると、長期間の過重業務が影響したことは否定できない」との所見である。
- (5) 以上を総合すると、本件は、発症前の長期間にわたる著しい疲労の蓄積をもたらす過重な業務への就労が、請求人の既往疾病をその自然経過を超えて著しく増悪させ、その結果、「脳内出血」を発症させるに至ったと見るのが相当と判断する。

したがって、請求人に発症した「脳内出血」は、業務上の事由によるものと認められる。